

防地地第 1 1 6 1 9 号  
令和 3 年 7 月 1 日

各地方防衛局長 殿

地方協力局長  
(公印省略)

専修学校に係る補助事業の採択について（通知）

標記について、防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱（平成 1 9 年防衛省訓令第 1 2 1 号）第 2 0 条の規定に基づき、下記のとおり定めたので通知する。

記

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和 4 9 年政令第 2 2 8 号）第 7 条第 1 号に規定する専修学校に係る補助事業の採択については、修業年限が 3 年以上（准看護婦の養成に係る専修学校は 2 年以上）の高等課程又は修業年限が 2 年以上の専門課程のみを置く専修学校に限ることとする。